

みどりのまちづくり協定

第1節 総則

(目的)

第1条 この協定は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第54条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内における緑化の推進及び緑地の保全を通し、資産価値を向上させることを目的として定めるものである。

(名称)

第2条 この協定は、フォレストページ上大久保みどりのまちづくり協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の対象区域は(以下「協定区域」という。)、別紙図面に表示する区域とし、地番は別表の通りとする。(但し、公共用地(道路、水路、公園、ごみ集積場、調整池)は除くものとする。)

(協定の効力)

第4条 この協定は、富山市長による認可の公告があった後において当該協定区域内の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有することとなった者(以下「土地所有者等」という。)に対しても、その効力があるものとする。

2 前項に規定する土地所有者等に変更があったときは、新たな土地所有者等が協定事項を引き継ぐものとする。

第2節 緑化に関する基準

(みどりの基準)

第5条 協定者は、この協定の目的であるみどりの環境の維持増進を図るため、協定の区域内において、樹木などの植栽及び既存樹木などの保護をはじめ、緑化推進に協力するものとする。

2 協定の区域内の緑化は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 木等は主として公衆の目に触れるよう努めるものとする。
- (2) 植栽物はできるだけ多くの樹木を植栽するものとし、樹木等(花壇・地被類・芝生を含む)を植栽する面積は、敷地面積の概ね20パーセント以上を確保する。その内少なくとも3本以上は3メートル以上の高木を植栽するものとする。(但し、(消雪井戸敷地、共有地)は除くものとする。)
- (3) 植栽は建物完成後6ヵ月以内に完了するものとする。

- (4) 道路に接する部分は、進入口を除き、原則植栽帯とする。植栽帯部分に土留め材を使用する場合は、道路面からの高さを0.5メートル以下とし、生ブロックは使用してはならないものとする。その他の構造物を設置する場合も周辺の景観を損なわないものとし、透視可能な構造とする。
- (5) 隣地境界となる部分は原則として生垣又は景観を損なわない透視可能な構造とし、構造物の基礎の高さは地盤面から0.5メートル以下とする。(但し、(消雪井戸敷地、共有地)は除くものとする。)
- (6) 公園・緑地・消雪井戸敷地・共有地・集会場用地(別紙)の管理(剪定、消毒、雪囲い、除草、施肥等)については施設維持管理組合で行うものとする。
- (7) みどりの保全を図るため、樹木等の剪定整枝及び病害虫防除などを適期に実施するものとする。
- (8) 維持管理組合は3年に1度、公園、緑地、住宅地の公衆の目に触れる植栽などの(花壇作り、剪定、消毒、雪囲い、除草、施肥等)管理計画を策定し計画的に実施するものとする。
- (9) 植栽の内、低木・中木及び生垣は次の種類を推奨樹種とする。

花を楽しむ木：アセビ、アジサイ、キンモクセイ、ツバキ、クチナシ、コデマリ、サザンカ、シモツケ、ジンチョウゲ、セイヨウシヤクナゲ、ツツジ、トキワマンサク、ヤマブキ、ハクチョウゲ、ヒュウガミズキ、ビョウヤナギ、ムクゲ、ヤマブキ、レンギョウ、ユキヤナギ

実を楽しむ：アオキ、ウメモドキ、ガマズミ、コムラサキシキブ、サンゴジュ、ナンテン、ヒイラギナンテン、ピラカンサ

葉を楽しむ：(新緑)：カエデ、ドウダンツツジ、ベニカナメモチ、マサキ、(紅葉)：ドウダンツツジ、ナンテン、マユミ、ニシキギ(葉型)：ヤツデ、ヒイラギナンテン、カクレミノ(いろどり美)：キンマサキ、キンメツゲ、コニファー類、オウゴンクジャクヒバ

混色を楽しむ：アベリア、アセビ、イヌツゲ、シャリンバイ、トベラドウダンツツジ、ヒイラギ、ハクチョウゲ、ボケ、セイヨウイワナンテン

芳香を楽しむ：キンモクセイ、クチナシ、ジンチョウゲ、バラ類、ライラック、ラベンダー、ロウバイ、ローズマリー、

(10) 植栽の内高木は次の種類を推奨樹種とする。

ウメ、カエデ類、カシ類、カツラ、クロガネモチ、コブシ、サルスベリ、シャラ(ナツツバキ)、ソヨゴ、ナナカマド、ハナミズキ、モクレン、モッコク、モミジ、ヤマボウシ、ユズリハ

第3節 協定の運用

(協定運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
- 3 委員の任期は1年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は再任を妨げない。
- 5 この協定書発効の日から、住民による委員会が発足するまでの間は、株式会社グリーンステージが委員会を代行する。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名以上2名以内
会計	1名以上2名以内
委員	若干名

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、これを代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の効力が生じた日から10年間とする。但し、第2節および第3節の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対する措置については、期間満了後も効力を有するものとする。

- 2 この協定を更新しようとするときは、次条の規定によるものとし、更新による期間は10年以内とする。

(協定の変更・更新及び廃止の手続き)

第9条 この協定の有効期間満了前6ヶ月間以内に協定者の過半数から廃止の申立てがない限り、更に引き続き、10年間に限り効力を有するものとする。

- 2 この協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意により、富山市長の認可を受けるものとする。
- 3 この協定に定める事項の変更をしようとするときは、協定者全員の合意により、富山市長の認可を受けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 違反者があった場合、委員長は委員会の決定に基づき、違反者に対して工事施工の停止及び改善等を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけ

て当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、違反者があるときは、委員長は委員会の決定に基づき、その強制履行又はその違反者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

- 2 前項の出訴手続等に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関して必要な事項は別に定める。

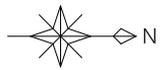
附則

- 1 この協定は、富山市長の認可のあった日から起算して3年以内において、当該緑地協定区域内の土地に2以上の土地所有者が存することとなった時から効力を有する協定となる。
- 2 住民による委員会が発置されるまでは、第10条第1項の違反者に対する請求及び第11条第1項の裁判所への請求は株式会社グリーンステージが行うものとする。
- 2 この協定書を2部作成し、1部を富山市長に提出し、1部を委員会（委員会が発足するまでの間は、株式会社グリーンステージ）が保管するものとする。
- 3 この協定の趣旨徹底を図るため、協定書の写しを協定者全員がそれぞれ1部保有するものとする。

平成 年 月 日

〔協定設定者〕

富山市二口町4丁目7番地の14
株式会社 グリーンステージ
代表取締役 藤谷 智風



-  協定区域
-  緑地
-  公園
-  集会場用地
-  ごみ集積場
-  消雪井戸敷地
-  共有地
-  調整池
-  沿道緑化部分 (セットバック)